

鹿 児 島 県 公 報

平成24年11月27日（火）第2859号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 歳入の徴収事務の委託（共生・協働推進課取扱い） 1
- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（5件）（社会福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 6
- 落札者等の公告（2件）（管財課取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる
基幹放送事業者及び政見放送の回数（選挙管理委員会取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 7

正 誤

- 鹿児島県公報第2790号の11（平成24年3月30日付け）の一部訂正（※）
（総務福利課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第1278号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）第7条の規定によるふれあいプラザなのはな館（体育館に限る。）の使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市平之町8番29号
株式会社南和産業
- 3 委託期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで

鹿児島県告示第1279号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
霧島市隼人町嘉例川字高山1264番，1265番1，1265番3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1280号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡中種子町田島字東昏狩848番27
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により，同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により，同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人鹿屋ハートセンター	鹿屋市札元二丁目3746-8	平成24年10月1日
ときとうクリニック	薩摩川内市隈之城町61-1	平成24年10月10日
しもむぎ耳鼻咽喉科	いちき串木野市湊町三丁目87番	平成24年10月1日
ゆうき薬局市来店	いちき串木野市湊町三丁目88番	平成24年10月1日

みやび薬局隈之城店	薩摩川内市隈之城町1211-1	平成24年10月1日
しげやま歯科	垂水市本町77番地	平成24年10月1日
あろーず薬局	鹿屋市北田町12番1-1号	平成24年10月1日

鹿児島県告示第1282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための施設介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
小規模介護老人保健施設真和苑	阿久根市赤瀬川4059-1番地	平成24年9月25日

鹿児島県告示第1283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
名瀬徳洲会訪問看護ステーション	奄美市名瀬朝日町28番地1	平成24年10月1日
ヘルパーステーションかのやジャム	鹿屋市笠之原町44番15-1号	平成24年10月1日
ときとうクリニック	薩摩川内市隈之城町61-1	平成24年10月10日
しもむぎ耳鼻咽喉科	いちき串木野市湊町三丁目87番	平成24年10月1日
ゆうき薬局市来店	いちき串木野市湊町三丁目88番	平成24年10月1日
小規模多機能ホームより愛さかもと	曾於市大隅町中之内4035番地11	平成24年10月3日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ訪問介護ステーションくっかる	奄美市名瀬小宿1602たつのり荘101号	平成24年10月1日
ファミリーくしら	鹿屋市串良町岡崎2361	平成24年10月17日
たんぽぽ薬局	霧島市国分敷根字駒方1374-7	平成24年10月15日
たはら病院	薩摩川内市大小路町69-32	平成24年3月1日
しげやま歯科	垂水市本町77番地	平成24年10月1日
デイサービスセンター招福園	南九州市颯娃町御領830番地	平成24年10月1日
小規模デイサービスくつらぎ	曾於郡大崎町野方6049番地8	平成24年10月15日
あろーず薬局	鹿屋市北田町12番1-1号	平成24年10月1日

鹿児島県告示第1284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	
居宅介護支援事業所フローラ	鹿屋市本町4番2号	平成24年10月1日
居宅介護支援事業所K	薩摩川内市田崎町283番地	平成24年10月22日

鹿児島県告示第1285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指 定 年 月 日
向窪直人	ゆず整骨院 曾於市末吉町二之方2975-8	平成24年10月10日
川野宏和	かわの整骨院 鹿屋市共栄町19番42号	平成24年10月23日

鹿児島県告示第1286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス花もも	鹿屋市野里町3456-9	株式会社華響	鹿屋市野里町3456-8	谷口 良子	平成24年11月12日	通所介護
デイサービスセンターなでしこ国分	霧島市国分福島一丁目23番40号	株式会社信美	霧島市国分福島一丁目23番40号	帖佐 信行	平成24年11月15日	通所介護

鹿児島県告示第1287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス花もも	鹿屋市野里町3456-9	株式会社華響	鹿屋市野里町3456-8	谷口 良子	平成24年11月12日	介護予防通所介護
デイサービスセンターなでしこ国分	霧島市国分福島一丁目23番40号	株式会社信美	霧島市国分福島一丁目23番40号	帖佐 信行	平成24年11月15日	介護予防通所介護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年11月27日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月27日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス鹿屋川西店
鹿屋市川西町3744番1 外4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年7月15日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,653平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側 57台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物西側 8台
第2駐輪場 建物西側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日

平成24年11月14日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年11月27日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月27日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン始良ショッピングセンター・九州テックランド始良店
始良市東餅田336番地 外16筆
- 2 変更事項
 - (1) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前	荷さばき施設 1	A棟南側	360平方メートル
	荷さばき施設 2	B棟東側	27平方メートル
イ 変更後	荷さばき施設 1	A棟南側	360平方メートル
	荷さばき施設 2	B棟東側	27平方メートル
	荷さばき施設 3	A棟東側	32平方メートル
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前	荷さばき施設 1	午前6時から午後10時まで
	荷さばき施設 2	午前7時から午後8時まで
イ 変更後	荷さばき施設 1	午前6時から午後10時まで
	荷さばき施設 2	午前7時から午後8時まで
	荷さばき施設 3	午前1時から午前6時まで
- 3 変更年月日
平成25年7月16日
- 4 届出年月日
平成24年11月15日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出器システム 2式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州計測器株式会社南九州営業所
鹿児島市薬師一丁目12-11
- 5 落札金額
62,580,000円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 8 月28日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成24年11月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
動物用焼却炉 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
インシナー工業株式会社福岡支店
福岡市博多区博多駅東二丁目18番28号-705
- 5 落札金額
42,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年 9 月 7 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第57号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成24年11月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

届出候補者の数	基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
1人又は2人	鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1回
	株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
3人から5人まで	鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1回
	株式会社南日本放送	ラジオ放送	1回
	株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1回

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第137号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年11月27日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR 闘牌伝説アカギ2 神域編DS	奥村遊機株式会社	2P1117
ぱちんこ遊技機	CR J-RUSH2 HSJ	株式会社ジェイビー	2P1121
ぱちんこ遊技機	CR ぱちんこ太王四神記W1	京楽産業、株式会社	2P1151
ぱちんこ遊技機	CR フィーバータイガーマスク2 R	株式会社三共	2P1163
回胴式遊技機	スロットジャックポット	岡崎産業株式会社	2S0772
回胴式遊技機	スペシャルジャックポット	岡崎産業株式会社	2S1115

正 誤

平成24年3月30日付け鹿児島県公報第2790号の11中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
8	上から16行目	電磁的記録整理表	電磁的記録管理表
11	下から3行目	同条第2号及び第3号	同条第2項及び第3項